



7 産業・経済

— 地域経済が潤う
活気ある産業が発展するまち —

基本施策 1	企業誘致の推進・企業支援の充実	168
基本施策 2	中心市街地の活性化	172
基本施策 3	商工業の振興	176
基本施策 4	農業の振興	180
基本施策 5	里山の保全対策	184



政策指標

基準値
(令和3年度)

23.2%

市内に魅力的な産業や
職場があると思う市民の
割合

※4段階の内、上位2段階を選択した割合

目標値
(令和9年度)

47.0%

基本施策 1 企業誘致の推進・ 企業支援の充実



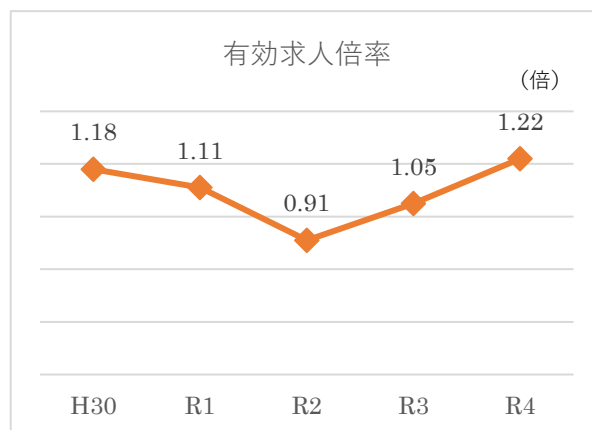
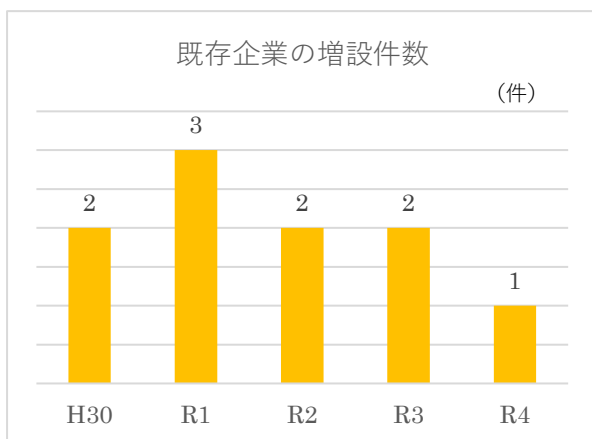
あるべき
将来の姿

民間等所有の未利用地に新たな企業を誘導することや、既存企業への支援を行うことにより、雇用の機会を創出し、持続可能で特色のある地域産業の創出と多様な人材が活躍できる環境が整っています。

成果指標	基準値 (令和2年度)	実績値 (令和4年度)	目標 (令和9年度)
新規企業誘致・既存企業の 新增設件数の累計	2件	5件	16件

現状・これまでの取組

- 企業誘致や既存企業への支援は、市の財政面や市民の雇用の確保の観点から重要な事業として位置付けられており、新たな企業の立地誘導や地場産業の振興、競争力のある中小企業の支援・育成等を通じて、地域産業の活性化を図っていく必要があります。
- 本市は都心から 70km 圏に位置し、充実した交通インフラが整備されているため利便性が高く、立地条件に恵まれています。一方で、企業立地のための用地が不足しているため、新たな工業用地の整備を視野に入れた調査や手法の検討が進められています。
- 企業進出の決め手として、地理的要因のほかに、雇用の確保が容易であることが挙げられています。そのため、新たな企業の立地誘導を進めるには、用地の確保とともに企業が人材を確保しやすい環境を整備する必要があります。
- 市民意識調査からは市内に魅力的な産業や職場があると感じている市民の割合が低いと結果が出ています。そのため、就職希望者を対象とした地元企業説明会を開催するなど、地元企業の魅力の周知と雇用促進を図っています。



課題

- 柏原工業団地内には新たな企業を受け入れる土地が十分でないことから、周辺の土地整備や市内未利用地活用の検討が必要となっています。
- 本市の財政面や市民の雇用確保の観点からも、市街地の居住環境の維持・向上や自然環境との調和を図り、周辺未利用地の活用を検討するとともに、企業ニーズを把握しながら、県や関係機関と連携し企業誘致を実施することが重要となっています。
- 市内ですでに操業している企業の定着化と拡張や増設等による事業の拡大を支援していく必要があります。
- 学生の大企業志向、地元企業の魅力発信不足、就職希望者への情報提供不足等、就職に係る情報や状況のミスマッチがみられることが課題となっています。
- 企業誘致や既存企業への支援を通して、雇用の促進や就業機会の拡大を図る必要があります。

関連計画

- ・ 茨城県石岡・かすみがうら地域基本計画（令和6年度～令和10年度）
- ・ 石岡市導入促進基本計画（先端設備等導入計画）（平成30年度～令和7年度）

主要な取組

取組名	取組内容	担当課
企業誘致推進事業	県内外の企業・金融機関・デベロッパー等に働きかけ、市内未利用地への企業誘致活動を行います。	産業プロモーション課
事業環境の整備	産業用地の未利用地・遊休施設等の有効活用により、用地の確保を図ります。	産業プロモーション課
既存企業への支援	市内企業に対して、拡張・増設、雇用促進に対する支援を行い、活動しやすい環境づくりに努めます。	商工観光課
就職支援事業	地元での就職・創業の支援等を実施し、市内及び近隣で就業しやすい環境づくりに取り組みます。企業説明会などによる地元企業の魅力発信を行うとともに、若年層の将来の選択肢を地元を広げます。また、地元企業による就職説明会の実施や就業環境の向上を図ることによって、就業と採用ニーズのマッチング等の支援を行います。	商工観光課



主要な取組における参考指標

有効求人倍率

ハローワーク石岡管内における有効求人倍率

基準値 (令和2年度)	実績値 (令和4年度)	目標 (令和9年度)
0.91 倍	▶ 1.22 倍	▶ 1.22 倍

地域牽引事業(※)計画の承認数

未来投資促進法に基づき、企業が県に申請する地域牽引事業計画の承認件数(累計)

基準値 (令和2年度)	実績値 (令和4年度)	目標 (令和9年度)
2 件	▶ 2 件	▶ 7 件

就職面接会・企業説明会の参加者数

就職面接会や企業説明会の年間の参加者数(年間)

基準値 (令和2年度)	実績値 (令和4年度)	目標 (令和9年度)
120 人	▶ 210 人	▶ 250 人

※地域牽引(けんいん)事業とは、地域の特性を活用した新たな商品・サービスの開発等で高い付加価値の創出が見込まれる事業のこと。

本市の工業を支える

柏原工業団地



柏原工業団地は、首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律に基づき、昭和48年に旧日本住宅公団・県・市及び地元関係者のご協力で造成されました。約50万坪の面積を有し、進出企業は44社、従業員数は3,908人です。(令和5年4月1日現在)

常磐道石岡小美玉スマートインターチェンジから約1.5kmの立地で、アクセス条件が良好であることから様々な企業が進出しています。

基本施策2 中心市街地の活性化



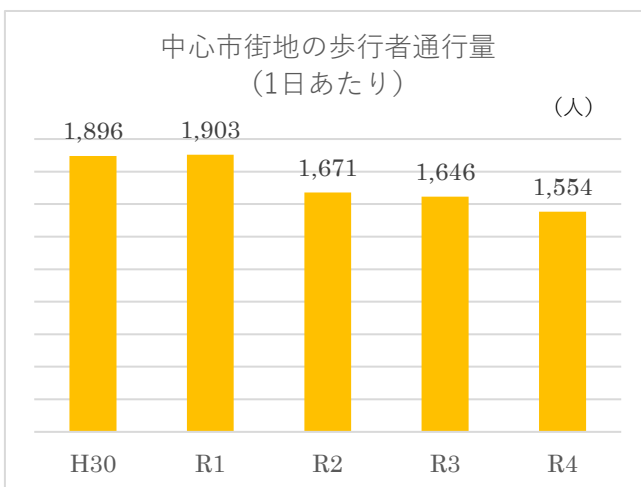
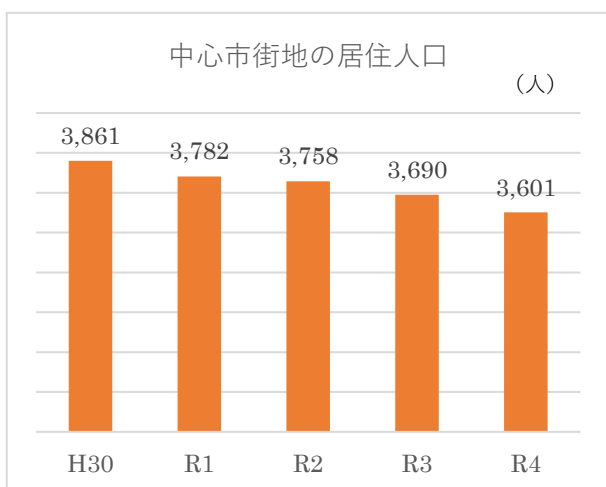
あるべき
将来の姿

人口減少・高齢社会の到来に対応し、都市機能が効果的に集積・配置されたコンパクトで暮らしやすい魅力的なまちづくりができています。

成果指標	基準値 (令和元年度)	実績値 (令和4年度)	目標 (令和9年度)
1日あたりの中心市街地における歩行者通行量	1,903人	1,554人	2,800人

現状・これまでの取組

- 平成21年12月に国の認定を受けた、石岡市中心市街地活性化基本計画に基づいて、中心市街地のにぎわい創出を目的に様々な施策、事業を実施してきました。石岡駅橋上化により改札口と連結したステーションパークにおいて、飲食エリアのかんばん横丁がオープンするなど、駅周辺のにぎわい創出に寄与しています。新型コロナウイルス感染症の発生以降、売上が大幅に減少しながらも国県市の支援を受け、変化する生活様式に対応し事業継続に取り組んでいる状況です。
- 事業内容の実現可能性や継続性、効果を検証し、新規事業の追加や事業の廃止を経ながら令和3年3月に策定した石岡市中心市街地活性化基本計画（第3期）にその内容を引き継いでいます。
- 中心市街地の居住者人口は減少が著しく、市全域の減少率よりも高い水準で推移しています。あわせて、高齢化率についても同様に市全域より高い状況にあります。
- 令和3年度より国土交通省所管の都市構造再編集中支援事業の支援を受け、石岡駅周辺整備事業（第2期）として、石岡駅西口交流施設及び施設駐車場の整備、石岡駅東口BRTバス発着広場の整備、石岡駅東口都市公園の整備等を進めています。
- 複合文化施設は、石岡市立地適正化計画に基づき、石岡駅周辺の「石岡市街地」に誘致設置すべき文化機能を有する施設として整備します。市民の活動と交流の拠点となるとともに、多くの人が集まり、周辺に回遊することを目指します。



課題

- 中心市街地の歩行者通行量の確保に関する対策として、観光や防犯の観点も含めたターゲット別の具体的な回遊ルートの確立と、そのルート上を恒常的に人が往来するための機能を確保する必要があります。
- 行政、商工会議所及び商工会により、様々な商店街活動を支援・実施してきましたが、商店街組織の高齢化等と、若い世代の消費者の商店街離れが進んでいるなか、支援活動等のあり方を見直す必要があります。
- 来街者を増やすために、商業振興施策に引き続き取り組むとともに、観光振興施策の重要性に目を向け、他の地域にはない「オンリーワンのまち」を目指していく必要があります。

関連計画

- ・石岡市中心市街地活性化基本計画（第3期）（令和3年度～令和7年度）
- ・創業支援事業計画（平成30年度～令和9年度）

主要な取組

取組名	取組内容	担当課
コンパクトな都市機能づくり	交通利便性の向上や、駅周辺の整備、複合文化施設の整備を進めることで、にぎわいの創出を図り、コンパクトなまちづくりを推進します。	都市計画課 駅周辺にぎわい創生課 商工観光課
住み続けられるまちづくり	まちなか居住人口の増加を図るための助成事業などを通して、人口の流出に歯止めをかける対策を講じます。	建築住宅指導課
にぎわいの導線づくり	中心市街地での創業支援のほか、ステーションパークの有効活用、歩行者天国を含むまちなかイベント等の実施支援により、中心市街地のにぎわい創出を図ります。	商工観光課 コミュニティ推進課 都市計画課
商業振興と地域資源みがき	中心市街地にある看板建築を中心とした歴史的景観等の地域資源を有効活用するとともに、地域ブランド認証による販路拡大や地域資源のPRを行い、地域経済の活性化を図る対策を講じます。	商工観光課 産業プロモーション課 文化振興課
まちなか観光の推進	まちなかの歴史資源を活かした観光政策や石岡のおまつりやサイクリングを活用したイベント等を通して、関係人口の増加を図ります。	商工観光課 産業プロモーション課 文化振興課 政策企画課

取組名	取組内容	担当課
複合文化施設の整備	文化芸術の拠点であるとともに、市民の活動と交流を促進し、誰もが気軽に立ち寄れる居場所としての機能を発揮することで集客及び回遊を促し、中心市街地への波及効果を高めます。	駅周辺にぎわい創生課



主要な取組における参考指標



交流人口の増加、資源活用の実現を目指して中心市街地の活性化

本市の中心市街地

「石岡市中心市街地活性化基本計画」(令和3年度から3期目の計画)で規定している国道355号線と県道石岡停車場線の結節点を中心に、半径約500メートルの範囲を基本としたエリアです。面積約97.4ヘクタール。このエリアには幅広い時代の歴史的資源が豊富に存在しています。



中心市街地の活性化に向けたイベントの開催

中心市街地のイベント

中心市街地のにぎわい創出や活性化を目指して、年間を通したイベントを開催しています。

【いしおか市場】

地元商店街を中心として、定期的を開催しています。石岡の名産品、特産物による飲食・物販、キッチンカー、ステージイベントを実施しており、地元商店街のほか、市内高校生や地域コミュニティとも連携が図られています。

【石岡サマーフェスタ】

地元商工団体青年部が中心となり、ステージイベントや飲食の提供にあわせて、スポーツや文化などをテーマに毎年趣向を凝らしたイベントを企画しています。令和5年度は、「エンジョイ！スポーツ&フード」と題して、茨城のプロスポーツチームの協力によるアクティビティ体験や、地元飲食店およびキッチンカーなどによる様々なグルメが堪能できるイベントを開催しました。

【いしおか雑巡り】

中心市街地の店先などに多様なお雛様が飾られます。開催期間にあわせて、様々なイベントも開催され、中心市街地のにぎわい創出に寄与しています。

文化施設整備事業

複合文化施設

旧石岡市民会館の機能を中心として、複数の公共施設の機能を複合化した施設です。石岡市文化芸術推進条例の理念のもと、市民が等しく文化芸術を鑑賞したり、参加・創造したりすることができる施設であるとともに、市民にとっての使い勝手や過ごしやすさ（居心地）を大切に空間づくりによって、まちへの愛着や誇りの醸成へとつながるよう取り組んでいきます。

基本施策3 商工業の振興



あるべき
将来の姿

伝統産業や地域特産物を活かした地域資源を活用し、市産品のブランド化を通して市の魅力を発信するとともに、市内事業者の持続的発展により地域経済を活性化させ、魅力があり、人が集まるまちづくりが実現しています。

成果指標	基準値 (令和3年度)	目標 (令和13年度)
市内の事業所数	2,927 事業所	3,000 事業所
市内事業所における従業員数	27,649 人	28,800 人

※「経済センサスー活動調査」の結果による。

成果指標	基準値 (令和2年度)	実績値 (令和4年度)	目標 (令和9年度)
石岡市立地適正化計画と連動した生活サービス関連の創業件数(累計)	4件	5件	8件

現状・これまでの取組

- 市民意識調査からは市内に魅力的な産業や職場があると感じている市民の割合が低い結果が出ており、商業の振興は、市民ニーズが最も高い施策の1つと考えられます。
- 車社会の進展や人口減少・高齢化などによる市内の商業店舗の休止や閉鎖等が進むなかで、立地適正化計画と連携して新たな創業を支援し、環境改善を図っています。
- 地域経済の活性化と市の魅力発信を目的として、本市の特産物や土産品、伝統工芸品といった産品から特に優れた商品を「石岡セレクト」として認証し、市内外における消費促進を図っています。
- コロナ禍の影響による社会経済活動の変化に伴い、テレワークなど新しい働き方への対応が求められています。また、家庭や仕事、地域活動が両立できるようワーク・ライフ・バランスを踏まえた労働環境の整備が求められています。
- 新型コロナウイルス感染症の影響下で、経済活動が縮小していたなか、消費拡大のためのプレミアム商品券の発行や、接触機会の減少を図るキャッシュレス決済を推進し、市内事業者への支援を図りました。
- 既存企業の市内への定着化を図るため、工業用水として上水道を多量に使用する製造業事業者の上水道料金を支援し、企業の産業振興の活性化を図っています。



【石岡セレクト認証品の販売会の様子】

課題

- 市内産業活性化のため、石岡セレクトのさらなる充実を図ることで、地場製品の魅力向上を推進するとともに、市内消費や市外消費地への販路開拓を促進する必要があります。
- 石岡駅周辺施設の整備に伴い、中心市街地のにぎわい創出と地域経済の活性化を図る必要があります。
- テレワークなどの新しい働き方に対応するための取組やワーク・ライフ・バランスを重視した取組が必要とされています。
- 市内において創業を検討する事業者の増加を図るとともに、より一層の創業支援強化を図ることで、ビジネスチャンスの拡大や、多様な人材が活躍できる場の創出が必要です。
- 新型コロナウイルス感染症の影響からの回復や市内産業活性化のため、市内事業者に対し継続的な支援を実施していく必要があります。

関連計画

- ・ 石岡市中心市街地活性化基本計画（第3期）（令和3年度～令和7年度）
- ・ 創業支援事業計画（平成30年度～令和9年度）
- ・ 石岡市導入促進基本計画（先端設備等導入計画）（平成30年度～令和7年度）

主要な取組

取組名	取組内容	担当課
商工振興事業	地域経済の活性化及び市の魅力発信を目的として、市の特産品や土産品、伝統工芸品といった製品の中から特に優れた産品を「石岡セレクト」として認証することで、市内外へのPRと販路拡大を図ります。また既存企業への支援を充実させ、消費拡大とともに市内事業者の持続的発展を支援します。	商工観光課 産業プロモーション課
創業支援事業	創業や新たな産業の育成を図るため、創業希望者への支援を強化し、創業の実現とその後の継続したフォローアップ等、適切な支援を実施します。具体的には、石岡商工会議所・石岡市八郷商工会と連携し、ワンストップ窓口の設置や、創業支援セミナーの開催などの創業支援に取り組みます。	商工観光課



主要な取組における参考指標

石岡セレクト認証件数

石岡セレクトとして認証された件数
(累計)

基準値
(令和3年度)

24 件

実績値
(令和4年度)

29 件

目標
(令和9年度)

59 件

創業支援対象件数

創業支援計画に定める事業への支援対象件数
(累計)

基準値
(令和2年度)

21 件

実績値
(令和4年度)

49 件

目標
(令和9年度)

99 件

本市の魅力あふれる商品の認証制度

石岡セレクト商品

地域経済の活性化と市の魅力発信を目的として、本市の特産物や土産品、伝統工芸品等の産品の中から、特に優れた商品として認証されたものが「石岡セレクト」です。令和5年度時点で、有機農産物、納豆、味噌、線香等 36 件が認証されており、土産やギフト、家庭用として広く楽しむことができます。

認証されると石岡セレクト認証ロゴマークを使用することができます。



ISHIOKA  SELECT

いしおかセレクト

【石岡セレクト認証ロゴマーク】

基本施策4 農業の振興



あるべき
将来の姿

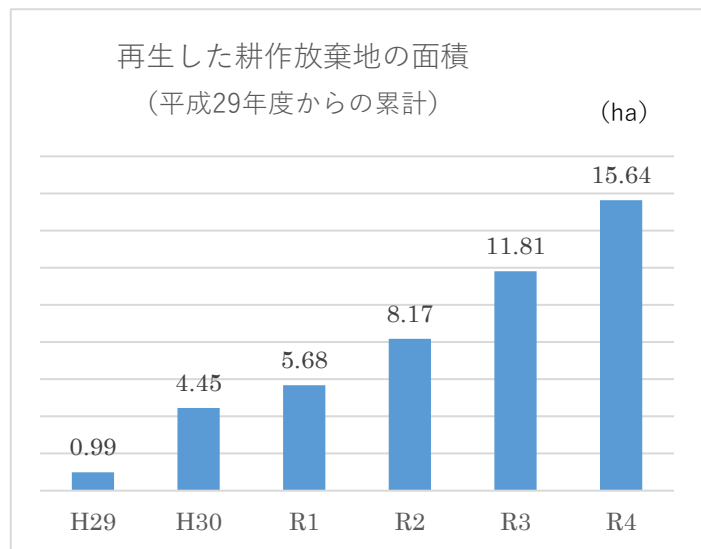
農業生産基盤の整備や担い手の確保、新たな栽培技術の導入、地域ぐるみの農村環境保全を通して優れた農村・田園環境を有する地域を目指すとともに、特徴ある園芸産地の維持と活性化が図られ持続可能な地域農業が確立しています。

成果指標	基準値 (令和元年度)	実績値 (令和3年度)	目標 (令和9年度)
市内における農業生産額	1,617 千万円	1,667 千万円	1,667 千万円

※農林水産省公表の「生産農業所得統計」による

現状・これまでの取組

- 農業従事者の減少や高齢化が進むなか、後継者不足等による担い手不在の地域が予測されるなど地域営農の体制維持が危ぶまれる状況にあります。また、新規就農者支援・PRによって、新規就農者は着実に増えてきていますが、農業従事者の減少を補うまでには至っていません。
- 果樹・園芸分野においては高齢化率が高く、栽培面積が減少し、本市農業の特徴でもある県内有数の産地の将来が危惧されています。このことから、産地を維持し「石岡産」の知名度向上を図るため、農産物のブランド化や販売促進PRを実施していますが、地域農業全体に与える効果はいまだ限定的です。
- 農村環境の再生、整備に取り組んでいますが、その一方で遊休農地や耕作していない保全管理農地の増加、農地の荒廃が進み、多面的機能の維持・発揮に支障が生じているとともに、地域の貴重な景観や文化が損なわれつつあります。
- 令和5年4月1日からの農地法の一部改正により、農地の売買・賃借をする場合、譲受人の50アール以上の耕作面積要件が不要となったことで、農地を取得し参入しやすい環境が整備されました。
- 地域農業を担う中心経営体や農業経営の規模拡大に意欲ある担い手に対し、県や農地中間管理機構及び市・農業委員会等の関係機関が一体となり農地の集積・集約化を推進してきました。
- 遊休農地の発生防止・解消を推進するため、農地利用状況調査で把握した遊休農地について、所有者の意向を確認し、貸し付けの意向がある所有者に対して、担い手に集積・集約化が見込まれる場合は、農地中間管理機構の活用を促進してきました。



- 有機農業を志す新規就農者の研修施設として、市が運営する「朝日里山ファーム」、JA やさとが運営する「ゆめファーム」があり、有機農業者は毎年増加しています。また、研修生は市外、県外の出身者が多く、外部からの流入による市の人口増加にも寄与しています。
- 全国的に拡大している豚熱の家畜への感染を阻止するため、ワクチン接種への補助金交付や、豚熱を媒介するイノシシへのワクチン散布などを行っています。
- 鳥インフルエンザの感染拡大防止に迅速に対応をするため、かすみがうら市と本市にまたがる大規模農場で鳥インフルエンザが発生した場合、相互支援による防疫作業を実施する協定を締結しました。

課題

- 水稲や果樹・園芸分野は、初期投資等の負担が大きいため、新規参入が少ない状況です。農業者の所得向上対策を講じるほか、農業委員・農地利用最適化推進委員、農業関係団体と連携し、市内外を問わず、参入希望者の受入体制の整備を図る必要があります。
- 少量多品目栽培が多く、高品質ですが生産量が少ないため市場でのPRに繋がらない状況です。また、6次産業化についても、長期に渡る取組が少ない状況にあるため、特徴ある園芸産地の維持と活性化を目指す必要があります。
- 農村環境・景観の保全を図るとともに、多面的機能の維持活動を進めながら、農村地域の資源を適切に管理する必要があります。
- 農業の成長産業化及び農業所得の増大を図るため、農業の担い手に対する農用地の利用集積や集約化を促進するとともに、農業を担う人材を確保・育成する必要があります。
- 耕作放棄地再生に取り組みやすい環境を整え、耕作放棄地の解消と農地の有効活用を図る必要があります。
- 農業者の高齢化や担い手不足、また、中山間地域や圃場整備がされていない耕作条件の悪い農地等を中心に、耕作放棄地が増大しており、担い手の確保・育成や農地利用の最適化に向けて、引き続き取組を強化する必要があります。
- 有機農業に従事する人口は増えているものの、慢性的な人手不足や資材コストの高騰、有機農業特有の栽培管理の手間、耕作条件の良い農地の確保などの問題があります。

関連計画

- ・農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想（令和5年度改訂）
- ・人農地プラン（令和3年度改訂）
- ・農業振興地域整備計画（平成23年度～）
- ・石岡市地域農業再生協議会水田収益力強化ビジョン（令和5年度改訂）
- ・果樹産地構造改革計画（令和3年度～令和7年度）

主要な取組

取組名	取組内容	担当課
新規就農者支援	新規就農者の募集を広く展開するとともに、国の新規就農支援制度、新規就農者研修施設（朝日里山ファーム）を活用しながら、新規就農者の就農から定住までをサポートすることで、地域農業の担い手育成を支援します。	農政課
農産物6次産業化・ブランド化の推進	農作物6次産業化の強化のほか、果樹・園芸産地の維持・魅力向上のため、新品種や人気品種への改植を推進します。また、ブランド化の推進のため、リードする特産品を開発し、農業者の所得向上を図ります。	農政課
農地の集積・集約化・有効活用及び農村環境維持管理の推進	担い手への農地集積化・集約化を推進し、遊休農地の発生防止と解消を図り、経営規模の拡大による儲かる農業を実現します。また、地域住民が主体となり、水路や農道等の維持管理を自ら行うことで、関心が薄れていく農村環境の再構築（保全管理）を図ります。	農政課 農業委員会事務局
都市農村交流の促進	観光果樹産地等における交流活動を促進するほか、交流イベント、市民農園、体験農園等を活用します。	農政課 商工観光課 産業プロモーション課
有機農産物の推進	5年間の有機農業実施計画を作成し、国からの承認を得て、オーガニックビレッジ宣言を行います。宣言を行ったのちは、実施計画の実現に向けた取り組みを行い、有機農業推進を図ります。	農政課



主要な取組における参考指標

新規就農者数

市内で新たに自営農業就農者になった人数
(市が認定した新規就農者数の累計)



農産物6次産業化・ブランド化産業の推進

6次産業化した件数及び農産物をブランド化した件数(累計)



農地中間管理機構への貸付農地面積

農地の集約化対策として、中間管理機構へ貸付した農地面積（累計）

基準値
(令和2年度)

32ha

実績値
(令和4年度)

155.0ha

目標
(令和9年度)

207ha

農村交流の推進

都市農村交流の推進として、交流イベントや、体験農園等に参加した人数（累計）

基準値
(令和2年度)

3,386人

実績値
(令和4年度)

3,386人

目標
(令和9年度)

18,500人

※令和3・4年度はコロナ禍により実施せず

石岡のブランド発信

富有柿の皇室献上

八郷地域における柿栽培は、昭和初期に試作が開始され、栽培に適した土質と温暖な気候条件にも恵まれ、栽培面積は徐々に拡大していきました。現在では、園部地区を中心に、十三塚地区、上曽地区などに生産地が形成されています。

皇室への富有柿献上は、昭和30年、柿の王様といわれる「富有柿」を真家の生産者が宮内庁に納めたのが最初です。昭和44年からは、生産者から旧八郷町の事業となり、合併後、石岡市の事業となっています。令和3年、皇室献上している柿と同品質のものを「紫峰煌(しほうのきらめき)」としてブランド化し、販売しています。



石岡の有機農産物

有機農産物

有機農産物とは、農林水産省が定めた「有機JAS規格」に適合した農産物で、植物性由来や動物性由来の有機肥料を主として栽培し、特定の農薬や化学肥料などの無機質肥料を使っていないのが特徴です。

本市の八郷地域は、県内トップクラスの有機農業が盛んな地域で、JA やさと有機栽培部会が、令和5年3月に「第52回日本農業賞 集団・組織の部」大賞、そして令和5年11月には「第62回農林水産祭 内閣総理大臣賞」を受賞しました。

有機農産物の特徴としては、特定の農薬や無機質肥料を使わないことによる健康面への配慮と、栽培方法による地球環境への配慮で、世界中が取り組んでいるSDGs（持続可能な開発目標）にも貢献しており、全国でも注目されています。

基本施策5 里山の保全対策



あるべき
将来の姿

森林の持つ多面的機能の発揮に向けて、適時適切な森林の整備や経営管理がされています。また、里山林の整備や有害鳥獣を捕獲することにより、農作物被害が減少しています。

成果指標	基準値 (令和2年度)	実績値 (令和4年度)	目標 (令和9年度)
経営管理がされている森林の割合	36.6%	37.4%	40.0%

現状・これまでの取組

- 森林湖沼環境税を活用した「身近なみどり整備推進事業」や、国・県の補助での「いばらきの森再生事業」を実施することで、森林の間伐や下刈等が行われ、快適で豊かな森林環境の創出に寄与しました。
- 森林整備の促進を目的として、平成31年4月から「森林経営管理制度」が開始されています。森林の適切な経営管理を行うことで、森林のもつ機能の保全や、林業経営の基盤強化に努めています。
- 鳥獣被害防止のために、イノシシ等の捕獲を行っていますが、生息数は横ばいとなっており、農作物被害は高い水準が続いている状態です。また、被害を受けることで営農意欲の減退につながり耕作放棄地増加の原因の一つになっています。
- 鳥獣被害対策実施隊員の高齢化が進んでおり、新たな担い手が少ない状況になっています。
- 地域ぐるみの獣害対策により、地域において防護や捕獲活動が行われています。
- イノシシ肉については、豚熱の影響により出荷できない状況になっています。
- 適時適切な森林の整備や管理をするなど、里山の保全に取り組むことで、優れた里山景観を形成しています。



【森林整備の様子】

課題

- 森林の持つ水源涵養機能や土砂災害防止機能、地球環境保全機能等の多面的機能を発揮させるため、荒廃した森林を適切に整備し管理することが必要です。
- 健全な森林経営のもと、間伐等の森林整備や木材利用を促進することで、林業の活性化を図ることが必要です。
- 持続可能な森林経営のために林業従事者への支援を進める必要があります。
- 有害鳥獣が増加する一方で、鳥獣被害対策実施隊員の高齢化に伴う活動の限界等さまざまな課題があります。
- 地域における防護活動により、広域的に農作物被害が軽減されていることから、地域ぐるみの獣害対策の推進が必要です。
- 捕獲イノシシの利活用について、検討が必要です。
- 里山における田園風景には、風景の基となる水田や畑を耕作する担い手、山林などを管理する担い手が大きな役割を果たしています。高齢化などにより担い手不足が進むなかで、田園風景の維持が課題となっています。

関連計画

- ・ 石岡市森林整備計画（平成 29 年度～令和 9 年度）
- ・ 石岡市鳥獣被害防止計画（令和 5 年度～令和 7 年度）

主要な取組

取組名	取組内容	担当課
適切な森林経営の推進	森林経営管理制度に基づき、手入れや管理がされていない森林の所有者に経営管理の方針等についての意向調査を実施し、経営管理権の集約化を図ることで森林環境の向上を目指します。	農政課 (里山保全室)
森林環境の整備	森林環境譲与税を活用し、森林経営管理制度の実施や林業従事者への支援、木材利用等を促進します。	農政課 (里山保全室)
鳥獣被害対策	わな免許の取得補助による新規狩猟者の拡充及び、銃免許の取得補助による新規猟友会員の確保等、有害鳥獣捕獲に係る人員の増員を目指すとともに、地域ぐるみの獣害対策を実施する地区の拡充を目指します。	農政課 (里山保全室)



主要な取組における参考指標

森林経営管理権の集約化

森林経営管理制度により市に委託された森林面積及び森林経営計画で経営管理がなされている森林の面積（累積）



有害鳥獣による被害額

市内における有害鳥獣による農作物への被害額（年間）



獣害対策に取り組む地区数

地域主体で獣害対策に取り組んでいる地区数（累計）





8 地域・文化

— 共に創る地域と
多様な人々が活躍できるまち —

基本施策 1	協働によるまちづくりの推進	188
基本施策 2	協働の場づくり・協働人材の育成	190
基本施策 3	文化芸術の推進	194
基本施策 4	多様性の尊重と共生社会の構築	198



政策指標

基準値
(令和3年度)

目標値
(令和9年度)

13.0%

まちづくりに参加している
市民の割合

24.0%

※4段階の内、上位2段階を選択した割合

16.9%

文化・芸術に触れている。
または、文化・芸術活動に
参加している市民の割合

20.0%

※4段階の内、上位2段階を選択した割合

基本施策1 協働によるまちづくりの推進



あるべき
将来の姿

少子高齢化の進行、市民ニーズの多様化、地方分権の進展など、社会情勢が大きく変化するなかで、市民・地域コミュニティ・市民公益活動団体・事業者などが、市と連携・協力し、まちづくりに取り組んでいます。

成果指標	基準値 (令和3年度)	実績値 (令和4年度)	目標 (令和9年度)
まちづくりに参画している市民の割合	13.0%	12.1%	24.0%

※市民意識調査の結果。4段階の内、上位2段階（積極的に参画している・ときどき参画している）を選択した割合

現状・これまでの取組

- 本市では、市民・地域コミュニティ・市民公益活動団体・事業者と市が相互に対等な立場で自主性及び自立性を尊重し、相互の特性及び役割を理解し、連携・協力する理念を掲げた石岡市協働のまちづくり条例を制定しています。公募市民や地域コミュニティの代表者などで構成された協働のまちづくり推進委員会を設置し、協働事業の進捗などについて審議を行っています。
- 本市には298の区域があり、行政と住民のパイプ役となる区長や協力員を市長が委嘱し、広報紙の配布をはじめ、地域の防犯活動や美化活動などを行っています。行政だけ、地域だけでは解決が困難な課題に対して、お互いの不足を補い、対等なパートナーとして協力しあい、地域課題に取り組んでいます。
- 区や自治会については、令和2年度から市内全域を対象にコミュニティ活動補助金により運営を支援していますが、役員の高齢化等による活動の減少、会員の脱退などの事例が見受けられ、担い手不足となっています。また、同年度から地域住民による協働事業として、地域住民自らが行う道路整備に関する材料費や重機借上げ料等を支援しています。

課題

- 区・自治会の会員や役員の高齢化による担い手不足が深刻であり、これまで地域で行ってきた防犯灯管理や広報紙配布などについて今後の継続が困難となることが予想され、行政の役割と地域の役割を見直す必要があります。
- 市民公益活動団体の活動支援と地域コミュニティ活性化のため、必要により補助金を支出していますが、公益性や妥当性を見極めながら自立した活動を促す必要があります。
- 少子高齢化に加え、多様化する行政サービスへの需要や価値観の変化により、これまでの地理的枠組みにこだわらない、共通の趣味や目的別のテーマ型コミュニティの活性化が必要です。その一方で安全・安心や福祉の分野においては、地縁によるコミュニティの重要性も増しており、テーマ型コミュニティと相互に発展しあえるような支援が必要です。
- 地域コミュニティや市民公益活動団体の担い手不足により、それぞれの団体において持続可能な組織運営が課題となっており、それぞれの活動の在り方について検証が必要です。そのためには、市民・地域コミュニティ・市民公益活動団体・事業者及び市が自身の役割や責任を認め合い、それぞれの主体性が発揮できる環境整備が重要です。

- 防災面において、「自助」「共助」「近助」「公助」の意識を強化し、地域が一体となり、有事の際の体制整備をより一層図っていく必要があります。

主要な取組		
取組名	取組内容	担当課
協働まちづくり推進事業	市民と行政等によるまちづくりの充実を図るため、協働のまちづくり推進委員会を開催します。また、産官学における地域連携協定により課題の解決を図るほか、地域の様々な課題に対して、市民同士で解決するための活動などを通し地域コミュニティの活性化やまちづくり活動を推進します。	コミュニティ推進課
地域コミュニティや市民公益活動団体等への活動支援	区や自治会の活動をサポートするため、補助金等の支援を行います。また、各種市民公益活動団体の活動を支援することで、地域の活性化を図ります。	関係各課
団体の整理統合に関する支援	担い手不足の解消のため、地域コミュニティや市民公益活動団体等の整理統合について検討を進めます。	コミュニティ推進課



基本施策2 協働の場づくり・協働人材の育成



あるべき
将来の姿

多様な市民の声を聞く機会が確保され、コミュニティ活動の場が充実しています。地域内の課題をコーディネートし、コミュニティ形成を支援できる人材が育成され、誰もがまちづくりに参加・参画できています。

成果指標	基準値 (令和3年度)	実績値 (令和4年度)	目標 (令和9年度)
まちづくりに参画している市民の割合	13.0%	12.1%	24.0%

※市民意識調査の結果。4段階の内、上位2段階（積極的に参画している・ときどき参画している）を選択した割合

現状・これまでの取組

- 平成30年度に茨城県からNPO法人に関する事務の権限移譲を受け、NPO法人設立の承認や活動状況の把握などを行っています。
- 各種計画策定に関しては、様々な世代、立場の方から意見を収集する機会としてワークショップ等を実施し広く意見を募っています。また、公募により各会議の委員選出を行うことで、市民の行政参画を促しています。
- 「市長へのたより」による市民の方からの意見や要望等をお受けする制度のほか、「市長と語る会」を開催し、市民が取り組んでいる活動や市政への提案等について、市長と情報交換を行うなど、市民参画の場をつくっています。
- 令和2年度は、市の事業について市民と行政が情報を共有し、垣根を越えて対話を行う「石岡未来会議オンライン」を開催し、新型コロナウイルス感染症の影響があるなかでも、気軽に参加できるオンラインによるコミュニケーションの場づくりに取り組みました。令和4年度以降も、オンラインを併用する形で、「石岡未来会議」を開催しています。
- 南台コミュニティセンター、杉並コミュニティセンター、鹿の子コミュニティセンター、関川地区ふれあいセンター、三村地区ふれあいセンターについては、指定管理者制度により地域住民が施設の管理運営を行っています。また、各地区の公民館や勤労青少年ホーム、旭台会館等の施設において、コミュニティ形成の取組を支援しています。
- 石岡市民会館の閉館に伴い、市施設との複合化・集約化と、新たな機能を追加した複合文化施設の整備に向けた検討を進めています。



【総合計画策定に向けた市民ワークショップや職員ワークショップの様子】

課題

- 多様な手法により、市民が行政に参画することができる機会を増やすとともに、協働を推進し地域を取り巻く課題を共有する場を設けることで、市民一人ひとりがまちづくりを自分事と捉え、まちを共に創る土台を形成する必要があります。
- 市の職員自身も協働の一翼を担う人材です。市民と地域を取り巻く課題を共有し、ともに取り組むことができる人材育成が求められています。
- デジタル社会の進展に伴い、他者と気軽に繋がることのできるコミュニティの場づくりとして、オンラインによるコミュニティ活動についても積極的に取り入れていく必要があります。
- コミュニティの維持・発展の鍵となる、担い手の発掘や育成が課題となっています。また、コミュニティ活動への積極的な参加を促すため、オンライン開催の導入なども含めた様々な手法により、社会情勢に柔軟に対応できる取組が必要です。
- コミュニティの核となっている公共施設の老朽化への対応が課題です。人口減少に対応した適切な公共施設の再配置、機能集約等を踏まえた施設整備が必要です。

主要な取組

取組名	取組内容	担当課
多様な手法による市民参画の推進	「市長へのたより」や意見公募（パブリックコメント）など多様な手法により市民がまちづくりに参画できる機会を創出します。	秘書広聴課 政策企画課 コミュニティ推進課
参加と協働による地域課題解決の仕組みづくり	地域を取り巻く新たな課題に対し、検討と共有の場を設けるとともに、担い手の発掘と市民活動への参加の促進に向けて支援します。	コミュニティ推進課
コミュニティ活動支援	団体の情報発信や相互のコミュニケーションを促進するための環境整備を行います。また、多様な主体による協働・連携を推進するために、市民による活動や団体・NPO 法人等が集い、対話を行うオンラインでの場づくりを行います。	コミュニティ推進課
コミュニティの場としての公共施設の整備	適切な公共施設の再配置、機能集約等によりコミュニティの場づくりとしての施設整備に取り組みます。	関係各課



主要な取組における参考指標

「市長へのたより」受付件数

「市長へのたより」の受付件数（年間）

基準値
(令和2年度)

実績値
(令和4年度)

目標
(令和9年度)

140 件 ▶ 98 件 ▶ 140 件
※維持目標

附属機関数

市民、団体の代表や学識経験者等で構成される附属機関等の数

基準値
(令和2年度)

実績値
(令和4年度)

目標
(令和9年度)

38 機関 ▶ 38 機関 ▶ 40 機関

NPO との連携事業数

本市と NPO が連携して行った事業数（累計）

基準値
(令和2年度)

実績値
(令和4年度)

目標
(令和9年度)

5 事業 ▶ 5 事業 ▶ 7 事業

対話の場に参加した市民の数

市が開催する対話（オンラインを含む）の場に参加した市民の数（年間）

基準値
(令和2年度)

実績値
(令和4年度)

目標
(令和9年度)

43 人 ▶ 48 人 ▶ 250 人

対話による市民協働の形を実現

石岡未来会議

市民と市が、ともにまちづくりを進めていくための対話の場として「石岡未来会議」を作りました。

性別・年代・立場を問わず幅広い層が集い、オンラインの活用もしつつ、対話できる場を作り、石岡のまちを面白くするアイデアが生まれ実現していくことを目指して、協働のまちづくりの実現に寄与していきます。



基本施策3 文化芸術の推進



あるべき
将来の姿

文化芸術活動を行う団体や市民と連携・協働し、本市の歴史や風土が反映された特色のある文化芸術の育成に取り組むことで市民一人ひとりがその担い手であることを認識しています。

成果指標	基準値 (令和3年度)	実績値 (令和4年度)	目標 (令和9年度)
文化芸術に触れている。または、文化芸術活動に参加している市民の割合	16.9%	18.3%	20.0%

※市民意識調査の結果。2段階の内、上位1段階（触れている・参加している）を選択した割合

現状・これまでの取組

- 令和元年度に石岡市文化芸術推進基本計画、令和3年度に石岡市文化芸術推進条例が制定されました。多様な主体が協働して、後世の人達へ輝かしい文化芸術を遺し、新たな創造性を発揮することで、心の豊かさや幸福感を感じることが出来る魅力ある市を目指しています。
- 石岡のおまつり等、地域に伝承される民俗芸能が数多くあります。近年の人口減少や地域文化を担ってきた方々の高齢化により、担い手の減少や後継者不足が懸念されるため、子どもや若者などへの文化芸術の伝承や人材育成が求められています。
- 本市では、多くの団体が様々な文化芸術活動をしています。各地区公民館での発表会の開催や、市民が主体となる文化芸術団体の活動を支援することにより、多くの方が文化芸術に触れる機会を設けています。
- 石岡市民会館が老朽化のため令和2年3月で閉館となり、市民の文化芸術活動の場が減少しています。
- これまで寄贈を受けてきた芸術作品の収納スペースが不足しています。



【リボン・アートボール】



【代田の大人形】

課題

- 気軽に文化芸術の鑑賞・活動に参加できる場の提供や、多様な媒体での情報発信、様々な手法による美術品や文化財の有効活用により、市民が鑑賞や体験などの活動に参加しやすくなるような環境を整える必要があります。
- 文化芸術活動を行ってきた方々の高齢化により後継者不足が懸念されることから、小中学校などと連携し、将来の文化芸術活動を担う子どもや若者が文化芸術に触れ合う機会を充実していく必要があります。
- 文化芸術の推進のため、本庁舎のメロディアスホール、八郷総合支所の郷の風や、やさと響きホール、その他公共施設等を有効活用できる環境づくりが必要です。
- 新たに整備する複合文化施設のあり方を幅広い世代の声を踏まえて検討し、新たな文化芸術の活動拠点となるよう、できるだけ速やかに施設整備を進める必要があります。
- 寄贈を受けた芸術作品の収蔵及び展示スペースを確保する必要があります。

関連計画

- ・石岡市文化芸術推進基本計画（令和6年度～令和9年度）

主要な取組

取組名	取組内容	担当課
文化芸術の振興	「石岡市文化芸術推進基本計画」に基づき、家族や若年層を含め、多くの市民が様々な文化芸術活動に触れる機会を充実させ、創造性豊かな地域の文化の向上を図ります。また、市所有の芸術作品の活用促進を図ります。	文化振興課
美術展・文化祭等の開催	市民が文化芸術活動へ積極的に参加できる環境を整えるとともに、様々な活動を市民との協働により展開します。また、各団体への活動場所や展示スペースの確保を支援します。	文化振興課
文化芸術活動団体への支援	市民が自主的に行う文化芸術活動を推進するために、文化協会等の各団体の活動を支援します。特に、若年層の確保、既存の団体への入会を促進します。	文化振興課

取組名	取組内容	担当課
文化芸術活動に関する情報発信の推進	市民による文化芸術活動や市主催事業について積極的な情報提供を行います。	文化振興課
複合文化施設の整備	文化芸術の拠点であるとともに、市民の活動と交流を促進し、誰もが気軽に立ち寄れる居場所としての機能を発揮することで集客及び回遊を促し、中心市街地への波及効果を高めます。	駅前周辺にぎわい創生課



主要な取組における参考指標



数多くの美術品を所蔵しています

石岡市所蔵の美術品

本市にはご寄贈いただいた美術品が数多く所蔵されていて、その数は 249 点に及びます。近年では新庁舎の完成に伴い、須藤玲子さんからテキスタイル作品「たなばた」が、浦口雅行さんから青磁作品「常世の国の太陽」が寄贈され、本庁舎 1 階ロビーに展示されています。さらに、八郷総合支所 1 階ロビーには六崎敏光さんの「くつろぐ陽」と「過去から」も展示され、それぞれの庁舎に彩りを添えています。

基本施策4 多様性の尊重と 共生社会の構築



あるべき
将来の姿

経済、行政、地域活動のあらゆる分野、生活すべてにおいて、性別、国籍、価値観等の違いに関係なく人権が尊重されるとともに、一人ひとりが活躍できるよう、互いの生き方や文化への理解を深め、認め合うことで誰もが幸せに暮らすことができる地域社会となっています。

成果指標	基準値 (令和3年度)	実績値 (令和4年度)	目標 (令和9年度)
多様性を認め合い、地域で共に暮らしていこうと思う市民の割合	78.1%	80.1%	85.0%

※市民意識調査の結果。4段階の内、上位2段階（思う・どちらかといえば思う）を選択した割合

現状・これまでの取組

- 「男女共同参画社会基本法」や「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」等に基づき、平成30年3月に第2次石岡市男女共同参画基本計画並びに令和5年3月に後期実施計画を策定し、情報発信やセミナー開催等の啓発活動を進めています。
- 性別によらない多様な社会参画が求められる一方で、固定的な性別役割分担意識や性別における雇用・賃金の格差などがあります。
- グローバル化の進展等により、本市で生活する外国人は増え続けています。少子高齢化が進むなか、外国人を地域社会の一員として受け入れ、地域の担い手や労働力となることへの期待が高まっています。
- 様々な違いに関わらず、あらゆる人々が多様性を認め、お互いを受け入れあいながら、一人ひとりが活躍できる、誰もが幸せで安心して暮らせる多文化共生のまちを目指し、令和5年3月に「石岡市多文化共生推進行動指針」を策定しました。
- 市内の国際交流団体と行政との情報交換・共有の場や、民間団体が実施する事業に対する継続的な財政支援・イベント時の人的支援を通じて民間団体と連携を図り、国際交流の推進と多文化共生社会の実現に取り組んでいます。
- 本市に住む外国人を対象に、日本語を学ぶ日本語教室が開かれています。教室を主宰されているボランティア団体との連携を深め、外国人が日本語を学び、地域社会に溶け込むきっかけづくりを進めていきます。
- 人権擁護委員などによる人権相談の実施や各学校での人権学習会、市職員に対する庁内人権学習会を開催しています。その他、人権に関する啓発・学習・研修・相談事業を継続して支援することで、差別のない明るい社会の実現に向けて取り組んでいます。
- 多様性を尊重する社会への変革が進んでおり、性的少数者の総称であるLGBTQの概念が一般化しつつあります。年齢や性別、国籍、障がいの有無、価値観などのあらゆる個の違いを認め合い、誰もが対等な関係のもと、一人ひとりが活躍できる社会の実現が求められています。

課題

- 共生社会の実現に向けて、性別によらず互いをよりよく理解し合うとともに、固定的な性別役割分担意識の解消を図っていく必要があります。特に、小中学生など若い世代に対する啓発活動に取り組む必要があります。
- 性別、国籍、障がいの有無、価値観などの多様性を認め合い、人権が尊重されるための啓発を行っていくことが必要です。
- DV、高齢者・障がい者・子どもへの虐待、インターネット上での個人の名誉・プライバシーへの侵害など人権侵害への対応が必要です。
- 働くすべての人が仕事と家庭生活、地域活動の両立ができるよう、職場環境の改善等の働き方改革により、市民一人ひとりが希望に応じて多様な生き方ができるワーク・ライフ・バランスの推進に取り組みます。
- 女性の登用率向上（女性人材やリーダーの育成、政策・方針決定過程への女性参画）のほか、審議会等における女性の割合を高めるなど、あらゆる分野での女性の参画を促進していく必要があります。
- グローバル化の進展などを踏まえ、様々な国の人々との幅広い交流や、国際感覚豊かな人材の育成等を進めるとともに、外国人住民も地域の一員として対等な関係を築きながら社会参画できる仕組みを整える必要があります。
- 外国人住民に対し、安全で安心して暮らすために必要な情報を的確に伝えていくことが重要です。また、外国人のニーズに応じて日本語学習の機会のさらなる確保が必要です。

関連計画

- ・ 第2次石岡市男女共同参画基本計画（平成30年度～令和9年度）
- ・ 石岡市多文化共生推進行動指針（令和5年度～）

主要な取組

取組名	取組内容	担当課
共生参画社会の実現	性別に捉われず、「自分らしく」対等な社会の構成員として誰もが共に活躍できる社会の実現を目指します。	政策企画課
ワーク・ライフ・バランスの推進	誰もが共に働きやすく、個々の事情や価値観に応じた働き方と多様な生き方を選択し実現できる環境の整備に取り組みます。	政策企画課
安全・安心に暮らせる社会の実現	様々な心の悩みや暴力など、困難な状況にある女性等が安心して暮らせる社会の実現を目指します。	政策企画課 社会福祉課

取組名	取組内容	担当課
国際交流の推進	行政と国際交流団体や団体間の情報共有・連携を図るほか、各団体が実施する事業に対して支援を行い、国際交流の推進を図ります。	政策企画課
多文化共生社会の実現	多文化共生推進行動指針に基づき、外国人住民も地域の一員として、対等な関係でまちづくりに参画できる多文化共生社会の実現を目指します。	政策企画課
人権が尊重される社会の実現	性別、国籍、障がいの有無、価値観などの多様性を認め合い、人権が尊重される社会の実現を目指し、継続した啓発活動を行います。	政策企画課 社会福祉課 教育総務課



主要な取組における参考指標

セミナー・講演会の参加者数

児童生徒、一般市民、企業を対象とした男女共同参画に関するセミナー等の参加者数（年間）



※新型コロナウイルス感染症の影響により令和2年度は一部開催、令和3年度から令和4年度は中止

石岡市女性人材登録制度

石岡市女性人材登録制度へ登録している女性の数



くるみん認定企業数

ワーク・ライフ・バランスを推進する企業として認定された企業数（累計）



国際交流に関する事業の実施数

国際理解教室などの市民が外国の文化を学ぶ取組や外国人への支援を実施した回数（年間）



外国人に対する情報発信

市ホームページ（外国人向けのページ）へのアクセス件数（年間）



女性委員の割合

市の審議会等委員に占める女性の割合



お互いの違いや特徴を認め合い、補完し合う

多文化共生社会の実現

様々な違いに関わらず、あらゆる人々が多様性を認め、お互いを受け入れ合いながら、一人ひとりが活躍できる共生社会の実現を目指し、市役所も、会社や団体も取り組んでいくことが求められています。

令和5年3月には、誰もが幸せで安心して暮らせる多文化共生のまちを目指し、「石岡市多文化共生推進行動指針」を策定しました。

皆さんの人権に関する問題解決のお手伝いをします

人権擁護委員

人権擁護委員制度は、様々な分野の人たちが人権思想を広め、地域の中で人権が侵害されないように配慮して人権を擁護していくことが望ましいという考えから設けられました。

人権擁護委員は、地域の皆さんから人権相談を受け、問題解決のお手伝いや法務局の職員との協力により人権侵害からの被害者の救済、地域の皆さんに人権について関心を持ってもらえるような啓発活動などを行っています。

性的少数者

LGBTQ

Lesbian（レズビアン、女性同性愛者）、Gay（ゲイ、男性同性愛者）、Bisexual（バイセクシャル、両性愛者）、Transgender（トランスジェンダー、性自認が出生時に割り当てられた性別とは異なる人）、Querr（クイア、自らの性のあり方について分からない・決められない人）の頭文字をとった言葉で性的少数者を表す総称のひとつです。一人ひとりが活躍できるよう、互いの価値観を認め合うことで誰もが幸せに暮らすことができる地域社会が実現します。

